平成２８年（フ）第６０号
秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字鍋岩98番地
債務者　髙橋　信雄（旧姓小倉）
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近江　直人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第４８１号
埼玉県入間市久保稲荷５丁目10番地13　サンシティスギタＡ202、前住所埼玉県入間市向陽台１丁目１番地17　駅前プラザ14―401
債務者　小幡　美穂（旧姓正源寺）
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　庸久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６７号
島根県出雲市斐川町三絡1086番地
債務者　伊藤　裕樹
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　射場かよ子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第６８号
島根県出雲市斐川町三絡1086番地
債務者　伊藤比呂子
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　射場かよ子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
松江地方裁判所出雲支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５５４号
静岡市駿河区用宗１丁目12番７号
債務者　山本　絵美
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月16日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５９７号
静岡市葵区松富１丁目５番13号　海棠102号、旧住所静岡市葵区新富町５丁目15番地の１ハイコーポ新富407号
債務者　名倉ひろみ（旧姓大山）
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月16日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４６８号
栃木県宇都宮市宝木本町1624番地３
債務者　廣澤輝美子
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４７１号
栃木県那須塩原市高砂町２番10号
債務者　君島　利夫
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４７３号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺11番地１
債務者　小倉美恵子
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４８３号
栃木県芳賀郡茂木町大字小貫1735番地
債務者　富田　早苗
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第７９７８号
東京都練馬区大泉学園町７丁目11―42―203
債務者　加藤　佳子
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９７９号
東京都三鷹市井の頭１丁目20―23―102
債務者　松丸　　進
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８００８号
東京都小金井市東町４丁目22―９―205
債務者　前田　直樹
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８０１５号
東京都豊島区池袋３丁目64―１―202
債務者　有賀　修平
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８０１９号
東京都江戸川区東葛西４丁目46―２―202
債務者　タカハシ　シンティア　ヌキイ
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８０２７号
東京都江戸川区松島３丁目39―６―303
債務者　上野　美香
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部